

第 27 回 邑楽町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和元年9月9日（月）午後2時00分～午後2時25分
2. 開催場所 邑楽町役場 2階 202・203会議室
3. 出席委員 10人
 - 1番 島田 信成
 - 2番 清水 和夫
 - 3番 松島 章倫
 - 4番 天谷 雄一
 - 5番 諸井 政男
 - 6番 武井 輝行
 - 7番 高田 洋子
 - 8番 天谷 豊
 - 9番 金子 節夫
 - 10番 横山 正行
4. 欠席委員
5. 事務局 事務局長 森戸栄一 係長 國府田論 主任 大澤勇太
6. 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の指名について
 - 第2 議案
 - 議案第 73号 邑楽町農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則の一部改正について
 - 議案第 74号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 - 第3 報告
 - 報告第 37号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について
7. 会議の概要

<p>会長（天谷）</p>	<p>それでは只今より、第27回邑楽町農業委員会総会を開会いたします。事務局より出席状況の報告をお願いします。</p>
<p>事務局長 （森戸）</p>	<p>只今の出席委員数は、10名でございます。</p>
<p>会長（天谷）</p>	<p>事務局の報告の通り、本日の出席委員数は10名です。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、在任委員の過半数が出席しております。よって、第27回邑楽町農業委員会総会が成立したことを宣言いたします。</p> <p><会長挨拶></p> <p>これより議事に入ります。議事日程第1、議事録署名委員の指名についてですが、総会会議規則第25条第2項の規定により、議席番号9番金子節夫委員、同じく10番横山正行委員を指名いたしますので、ご了承お願いいたします。</p> <p>次に議事日程第2、議案第73号、邑楽町農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則の一部改正についてを議題とします。事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局(大澤)</p>	<p>資料をご覧ください。邑楽町農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則においては、第4条にて、推薦及び応募の資格がうたわれており、「委員の任命（委嘱）予定日において町が設置する他の附属機関の委員でない者」をその要件としています。しかしこの要件のために、意欲があっても諦めざるをえない方が出てくるリスクがあり、結果として人選の幅を狭めてしまう可能性があります。さらに、近隣の邑楽郡内4町、館林市、太田市の規則を見ても、このような要件を明記しているのは本町だけで、他の市町は明記されておりません。以上のことから、この要件を削除する一部改正を行ってよいか提案するものです。以上です。</p>
<p>会長（天谷）</p>	<p>事務局からの説明が終わりましたので、質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手なし）</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手全員）</p> <p>挙手全員、よって本案件は原案通り可決することに決定いたしました。</p>

会長（天谷）	<p>続きますして議案第74号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてであります。1番について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局（國府田）	<p>議案第74号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてであります。次の通り、農地法第5条第1項の規定による許可申請があったので、意見の決定を求めます。令和元年9月9日、邑楽町農業委員長、天谷豊。</p> <p>番号1番。譲受人、譲渡人、土地の表示、申請理由、転用目的等については、議案書記載の通りです。資料につきましては、1ページから4ページを参照してください。以上です。</p>
会長（天谷）	<p>事務局からの説明が終わりました。続きますして、現地確認調査を行った担当委員からの報告をお願いします。</p>
6番（武井）	<p>6番武井です。9月6日に事務局と2班で行いました。申請地については、大字篠塚字寺中地内、案内図は資料の1ページ、付近状況図は2ページを参照してください。申請地は駅から300メートル以内に位置するため、第3種農地と判断されます。2班として現地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告といたします。皆様のご審議をよろしく申し上げます。</p>
会長（天谷）	<p>担当委員からの現地調査報告が終わりましたので、質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手なし）</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手全員）</p> <p>挙手全員、よって本案件は原案通り可決し、許可相当という意見を付して、県知事へ送付することと決定いたします。2番について、事務局より説明願います。</p>
事務局（國府田）	<p>番号2番。譲受人、譲渡人、土地の表示、申請理由、転用目的等については、議案書記載の通りです。資料につきましては、5ページから8ページを参照してください。以上です。</p>

会長（天谷）	事務局からの説明が終わりました。続きまして、現地確認調査を行った担当委員からの報告をお願いします。
5 番（諸井）	5 番諸井です。9 月 6 日に事務局と 2 班で行いました。申請地については、大字篠塚字馬場地内、案内図は資料の 5 ページ、付近状況図は 6 ページを参照してください。申請地はきれいに管理されておりました。農地区分は第 2 種農地と判断されます。2 班として現地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告といたします。皆様のご審議をよろしく申し上げます。
会長（天谷）	<p>担当委員からの現地調査報告が終わりましたので、質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手なし）</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手全員）</p> <p>挙手全員、よって本案件は原案通り可決し、許可相当という意見を付して、県知事へ送付することと決定いたします。3 番について、事務局より説明願います。</p>
事務局(國府田)	番号 3 番。譲受人、譲渡人、土地の表示、申請理由、転用目的等については、議案書記載の通りです。資料につきましては、9 ページから 12 ページを参照してください。以上です。
会長（天谷）	事務局からの説明が終わりました。続きまして、現地確認調査を行った担当委員からの報告をお願いします。
10 番（横山）	10 番横山です。9 月 6 日に事務局と 2 班で行いました。申請地については、大字篠塚字馬場地内、案内図は資料の 9 ページ、付近状況図は 10 ページを参照してください。申請地は太陽光発電用地や墓地に隣接しており、第 2 種農地と判断されます。2 班として現地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告といたします。皆様のご審議をよろしく申し上げます。
会長（天谷）	担当委員からの現地調査報告が終わりましたので、質疑に

<p>会長（天谷）</p>	<p>入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手なし）</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手全員）</p> <p>挙手全員、よって本案件は原案通り可決し、許可相当という意見を付して、県知事へ送付することと決定いたします。4番について、事務局より説明願います。</p>
<p>事務局(國府田)</p>	<p>番号4番。譲受人、譲渡人、土地の表示、申請理由、転用目的等については、議案書記載の通りです。資料につきましては、13ページから16ページを参照してください。以上です。</p>
<p>会長（天谷）</p>	<p>事務局からの説明が終わりました。続きまして、現地確認調査を行った担当委員からの報告をお願いします。</p>
<p>6番（武井）</p>	<p>6番武井です。9月6日に事務局と2班で行いました。申請地については、大字篠塚字坪谷地内、案内図は資料の13ページ、付近状況図は14ページを参照してください。申請地は第1種農地ではありますが、譲受人が大規模指定集落による不許可の例外の条件に該当するため、2班として現地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告といたします。皆様のご審議をよろしくお願いします。</p>
<p>会長（天谷）</p>	<p>担当委員からの現地調査報告が終わりましたので、質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手なし）</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手全員）</p> <p>挙手全員、よって本案件は原案通り可決し、許可相当という意見を付して、県知事へ送付することと決定いたします。5番について、事務局より説明願います。</p>

事務局(國府田)	<p>番号5番。譲受人、譲渡人、土地の表示、申請理由、転用目的等については、議案書記載の通りです。資料につきましては、17ページから20ページを参照してください。以上です。</p>
会長(天谷)	<p>事務局からの説明が終わりました。続きまして、現地確認調査を行った担当委員からの報告をお願いします。</p>
5番(諸井)	<p>5番諸井です。9月6日に事務局と2班で行いました。申請地については、大字赤堀字宿地内、案内図は資料の17ページ、付近状況図は18ページを参照してください。申請地は第2種農地と判断され、多少の草が生えてはおりましたが、管理が完全に放棄されているとまでは見えませんでした。2班として現地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告といたします。皆様のご審議をよろしくお願いします。</p>
会長(天谷)	<p>担当委員からの現地調査報告が終わりましたので、質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手なし)</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員、よって本案件は原案通り可決し、許可相当という意見を付して、県知事へ送付することと決定いたします。</p> <p>続きまして、議事日程第3、報告第37号農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局(國府田)	<p>報告第37号農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出についてであります。次の通り、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出があったので報告します。令和元年9月9日、邑楽町農業委員会会長、天谷豊。</p> <p>こちらは市街化区域内における5条の届出によるものでございます。番号1番につきまして、内容については議案書記載の通りでありまして、資料については、21ページをご参照ください。以上、ご報告申し上げます。</p>
会長(天谷)	<p>以上で本日予定された議案の審議は、すべて終了いたしました。これで第27回邑楽町農業委員会総会を閉会いたします。</p>

会長（天谷）

す。

上記の会議顛末は書記が記載したものです。その内容について相違なきことを証するため署名捺印します。

令和元年10月8日

邑楽町農業委員会 会長 天谷 豊

委員 金子 節夫

委員 横山 正行

